

三木市の学校再編について
提言書

令和元年 8 月 22 日

三木市学校再編検討会議

目 次

はじめに	・・・・・・・・	1
1 喫緊の課題とする学校の統合について	・・・・・・・・	2
2 三木市立学校の将来像（全体案）について	・・・・・・・・	5
3 学校再編検討会議での協議経過	・・・・・・・・	6
4 学校再編に向けての組織	・・・・・・・・	10
5 三木市学校再編検討会議設置要綱	・・・・・・・・	12
6 三木市学校再編検討会議委員名簿	・・・・・・・・	14

はじめに

現行の三木市教育大綱には、「平成31年度まで、向こう5年間は統廃合を行いません。しかしながら、今後さらに児童生徒数の減少が予想されることから、次の更なる5年間に向けて、統廃合を含め、どのような学校の形態が児童生徒の教育に一番望ましいかを検討します。」と記されており、三木市では、小規模校のメリットを生かすことを基本としつつ、学校規模に応じた教育環境の充実に努めてきました。

その後、総合教育会議において、学校規模が1学年1クラスかつ全校生徒が100人未満の中学校が三木市には2校（志染中学校、星陽中学校）あり、授業や部活動において、生徒数が少ないゆえの様々な活動の制限があることから、望ましい学校の形態として、今後、統合を念頭に置いた取組の必要性があることが確認されました。

平成29年3月には、「三木市学校環境あり方検討会議（現学校再編検討会議）」が発足し、課題となっている志染中学校、星陽中学校について、保護者や地域の方の要望や子どもの健全な成長などの観点から、いつ、どのように学校の再編を行うべきかなど、将来の望ましい三木市の学校のあり方について協議しました。

その後、アンケート結果から抽出した課題を含め、総合教育会議において、小学校も含めた三木市全体で学校の再編を検討することが必要であるとされました。

このため、市内8中学校区で地域部会を発足し、保護者や地域の方の意見や考えをお聴きしたことに加え、地域からの要望書が提出されました。また、学校再編検討会議の中で、直接、保護者や地域の方の考えや思いを聴き取る機会も複数回重ねてまいりました。

地域や年齢層によって、考えや思いは様々であり、統合については、その考えや思いを統一することは非常に難しいものでした。しかしながら、8回の学校再編検討会議を重ねる中で、常に子どもたちの教育にとって、より良い教育環境を迫及することを念頭に、保護者や地域の方のご意見をお聴きしながら慎重に協議を進め、この提言を導き出した次第です。

あわせて、将来の望ましい三木市の学校のあり方として、小中一貫教育についても、今後の研究課題も含め、いくつかの提言を盛り込んでいます。

なお、星陽中学校の口吉川地区については、保護者や地域の方の意見の集約に時間を要するため、附帯意見を付して、当会で審議を継続します。加えて、吉川の4小学校については、4校同時に統合することが教育上望ましいと考えるため、附帯意見を付することとします。

今後、三木市教育委員会では、具体的な統合や再編に向けた実施方針を作成し、統合に着手することになりますが、本提言を尊重いただくとともに、引き続き、子どもたちにとって望ましい教育とは何かを念頭に、保護者や地域の方、そして広く三木市民の方々の理解を得ながら進められることを期待します。

令和元年8月22日

三木市学校再編検討会議 会長 加治佐 哲也

1 喫緊の課題とする学校の統合について

児童・生徒数の減少が著しく、喫緊の課題とする学校の統合については、これまでの保護者や地域の方との意見交換会、学校再編検討会議での意見聴取などの内容を踏まえ、次のとおりとする。

(1) 志染中学校の統合

ア 統合校

志染中学校は、緑が丘中学校と統合する。

- 統合校として緑が丘中学校と自由が丘中学校のいずれにするか、保護者や地域の方の意見は統一されていないが、緑が丘中学校は、地理的に東西に長い志染地区のほぼ中間点に位置することから、統合校は緑が丘中学校とする。
- 志染地区の方の生活圏は、自由が丘よりも緑が丘、青山との意見があった。

イ 統合時期

志染中学校と緑が丘中学校との統合は、令和3年度に行う。

- 一定の準備期間は必要であるが、生徒数減少が顕著であり、早急な対応を要する。

(2) 星陽中学校の統合

ア 統合校

① 星陽中学校の「細川地区」は、三木中学校と統合する

- 細川地区は、保護者、地域ともに、三木中学校との統合を望んでいる。

② 星陽中学校の「口吉川地区」は、吉川中学校との統合を当会として提示したが、保護者や地域の方の意見の集約に時間を要するため、附帯意見を付して、当会で審議を継続する。

イ 統合時期

星陽中学校の統合は、令和4年度に行う。

- 星陽中学校は、細川地区と口吉川地区で構成されているため、一定の準備期間を要する。

【附帯意見】

星陽中学校は、細川地区と口吉川地区の生徒で構成しているため、口吉川地区においては、統合時期を遅らせることがないよう、保護者及び地域の方による協議を早急に進められることを望むものである。

(3) 吉川4小学校の統合

ア 統合校

吉川の4小学校は、みなぎ台小学校に集約し、統合する。

児童数、教室数、建築年度等を勘案し、みなぎ台小学校に他の3小学校を集約する。

イ 統合時期

- 中吉川小学校：令和3年度

一定の準備期間は必要であるが、早急な対応を要する。

- 上吉川小学校：令和3年度

複式学級化が進んでおり、早急な統合を実施する必要がある。

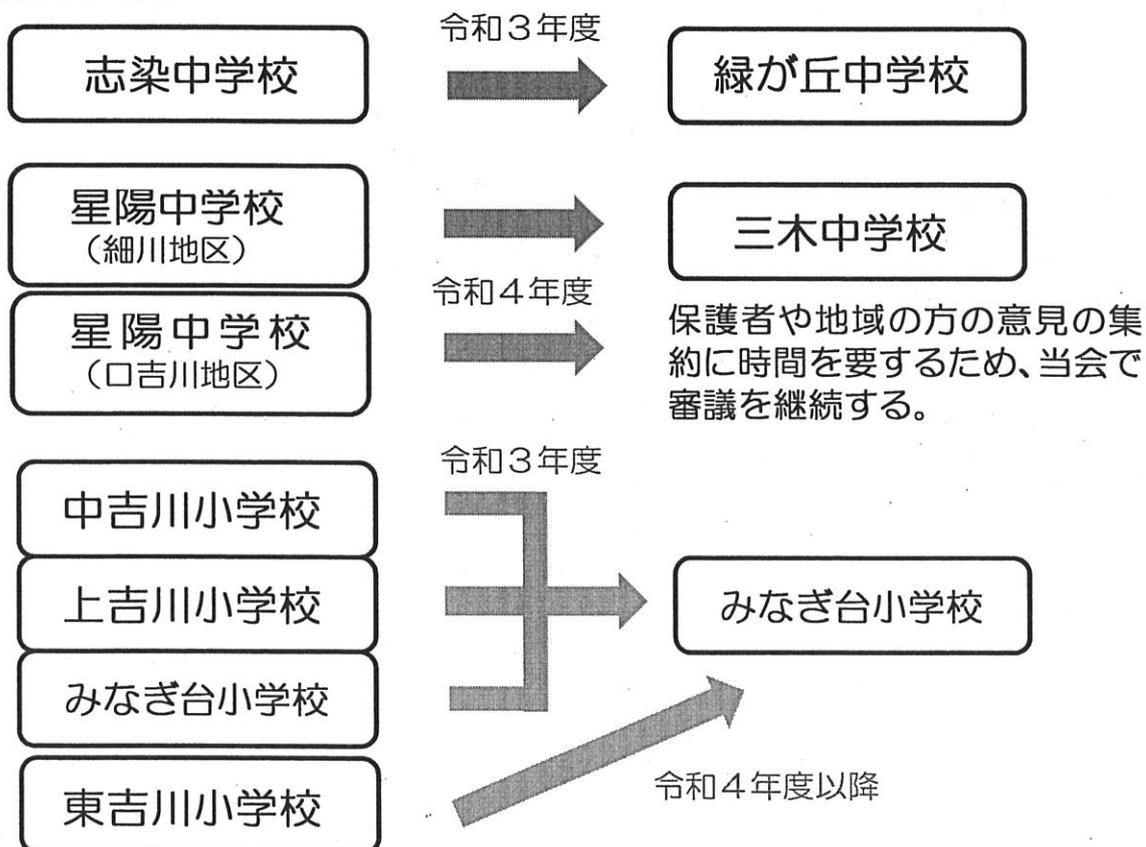
- 東吉川小学校：学校の存続を望む意見が多く寄せられたことから、保護者や地域の方のご意見をお聴きしながら、令和4年度以降に統合する。

【附帯意見】

吉川の4小学校は、3校を先行して統合すると当会として提示したが、遅れて統合する1校の児童への影響を考慮すると、4校同時に統合することが望ましいと考える。

しかしながら、保護者や地域の方の思いを考慮し、東吉川小学校の統合時期を遅らせる提言となった。統合の時期については、保護者と地域の方で協議し、できるだけ早い時期に統合することを望むものである。

(4) 統合のまとめ



(5) 統合の実施計画

年度 学校名	令和元年				令和2年				令和3年				令和4年				令和5年				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
志染中					統合準備				統合												
星陽中					統合準備								統合								
中吉川小					統合準備				集約・統合												
上吉川小					統合準備																
みなぎ台小					統合準備																
東吉川小													保護者や地域の方のご意見をお聴きしながら、令和4年度以降に行う。								

2 三木市立学校の将来像（全体案）について

【小中一貫教育】

社会が急速に変化し、予測が困難な時代にあっても、生き抜く力を育む教育を更に推進するため、異学年の児童生徒の関わりや9年間の継続した教育を行う小中一貫教育（小中一貫校や義務教育学校への再編）をめざすこと。

今後、先進的な取組を参考にしながら、研究を進め、小中一貫教育の方向性や指導体制を確立すること。

【教育内容】

学力の向上や人権教育を柱とした豊かな心の育成、少人数教育の実践をはじめ、三木市の学校教育がこれまで培ってきたことを継承しつつ、小中一貫教育の良さを最大限に活かした教育が推進できるよう研究を進めること。

複数の地域からなる新たな校区が生まれるため、地域社会との関わり方などについて研究を進めること。

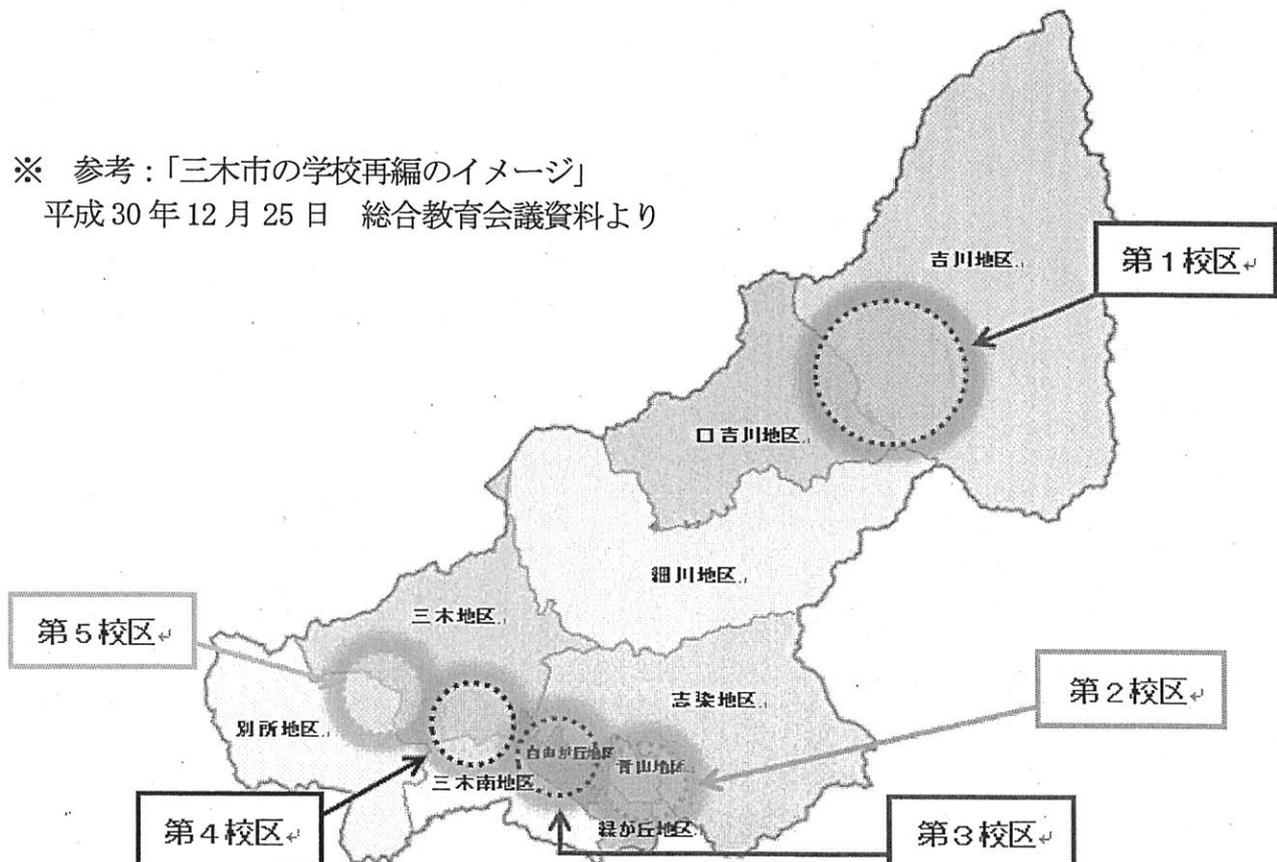
【学校の設置】

児童・生徒数の変動について定期的に推計を行い、10年から20年後の姿として先に示された「三木市の学校再編のイメージ」を元に、小中一貫教育を行う学校の設置時期や設置位置などを検討していくこと。

【保護者、地域への説明】

再編の過程において、小中一貫教育に係る研究の成果や学校再編の進捗状況について、保護者や地域の方などに丁寧に説明を行うこと。

※ 参考：「三木市の学校再編のイメージ」
平成30年12月25日 総合教育会議資料より



3 学校再編検討会議での協議経過

第1回 (平成29年3月17日)

協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱、会長、副会長の選出、検討会議の位置づけ ・三木市がめざす教育の方向性について
方向性・主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○三木市の子どもの学力と学力向上の取組について協議し、家庭学習のあり方にも言及した。 ○アンケート実施の方向性について協議を行った。 ○小規模校のメリット、デメリットについて整理した。 ○部活動などで制限があることやデメリットを克服する方策などについて

第2回 (平成29年5月26日)

協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施方法について ・今後のスケジュールについて
方向性・主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○設問ごとに検討を行い、設問数、内容、レイアウトなどについて、より実態を把握できるよう修正すべき点について協議した。 ○学校は残したいが、残しても問題が多いと感じ、その狭間で苦しんでいる保護者の複雑な思いを理解して文言を整理した。 ○子どもたちのことを考え、大人が責任を持った判断をするため、今後も議論を進めていく。

第3回 (平成30年7月18日)

協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校環境あり方検討会議から学校再編検討会議への名称の変更 ・総合教育会議が示した、学校再編の方向性や喫緊の課題としている学校の課題について
方向性・主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○今後は、将来の子ども数の推計を基に議論を進めていく。 ○地域の特性や子どもの心理面も考慮し、小中一貫校への再編を見据え、小学校についても再編を検討する。 ○「小学校も含める」という取組の方向の変更点については、保護者、地域に対して丁寧な説明が必要である。

第4回 (平成30年11月5日)

協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域部会（8中学校区 計11回）及び地域、保護者向け意見交換会等の実施状況説明 ・三木市の学齢期の子ども人口予測、吉川地域における学校施設の状況
------	--

方向性・ 主な意見	<p>○志染中学校、星陽中学校については、スピード感をもって進める。それぞれの「統合先」については、地域と意見交換をしながら進める。学校選択、段階的な統合（学年ごとの移行）の可能性なども検討する。</p> <p>○吉川4小学校の統合については、現状での教室数等を考えると、みなぎ台小学校が妥当である。</p> <p>○小学校と中学校は取組の早さを分けて考える。喫緊の中学校の課題を先に取り組む。（吉川の4小学校を除く）</p> <p>○小中一貫校に再編の後、義務教育学校に再編していく流れは、違和感が無く、国としても進めているところである。</p> <p>○全体像については、地域や保護者の方が、より考えが深められる具体案をいくつか作成する。その上で内容を説明し、意見交換する。</p> <p>○通学方法について、費用負担や多様な通学方法について、地域の意見をお聴きしながら通学方法を検討する。</p>
--------------	---

第5回 （平成31年1月18日）

協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに求められる学びについて ・小中一貫教育が求められる要因及び三木市の学校再編のイメージ ・喫緊の課題とする学校区の保護者及び地域の代表者からの意見聴取
方向性・ 主な意見	<p>○地域に学校を残したい気持ちは理解できるが、より小規模になる分校について、子どもたちへの教育の観点からは望ましくない。</p> <p>○子どもたちの交流の様子や多様性の中から出てくるアイデアなどから子どもの育ちを感じることが多い。</p> <p>○育てたい子ども像を持ち、変化への対応と不易な部分も大切にする。</p> <p>○全国的には、小中一貫校や義務教育学校が確実に増えており、将来的には主流になる。</p> <p>○吉川4小学校はスピード感をもって取り組む必要がある。</p>

第6回 （平成31年 2月22日）

協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・三木市の小中連携教育の現状 ・統合に向けての課題の検討（志染中学校、星陽中学校、吉川4小学校） ・通学方法について ・小中一貫教育の基礎（神戸大学山下准教授からの説明）
方向性・ 主な意見	<p>○小学校6年生の担任は、小中連携を意識した指導を行っている。</p> <p>○9年間の人間関係の中で、年長者として自覚することで節度が保たれるかもしれない。</p> <p>○複式学級になる学校が出てくることが分かっているのに、手立てをしないというのは理解ができない。</p> <p>○学校が減ると教職員の数が減る。その調整は苦労が予想される。</p> <p>○どういった基準でスクールバスを走らせるのかなど、今後通学方法を検</p>

	<p>討しなければならない。</p> <p>○スケジュール案では、平成31年度末に実施方針の素案を出すとしていたが、統合や統合時期など、もう少し具体的な内容について議論する必要があるため、方針の素案（提言案）を示す時期を延期する。</p>
--	---

第7回 （平成31年4月25日）

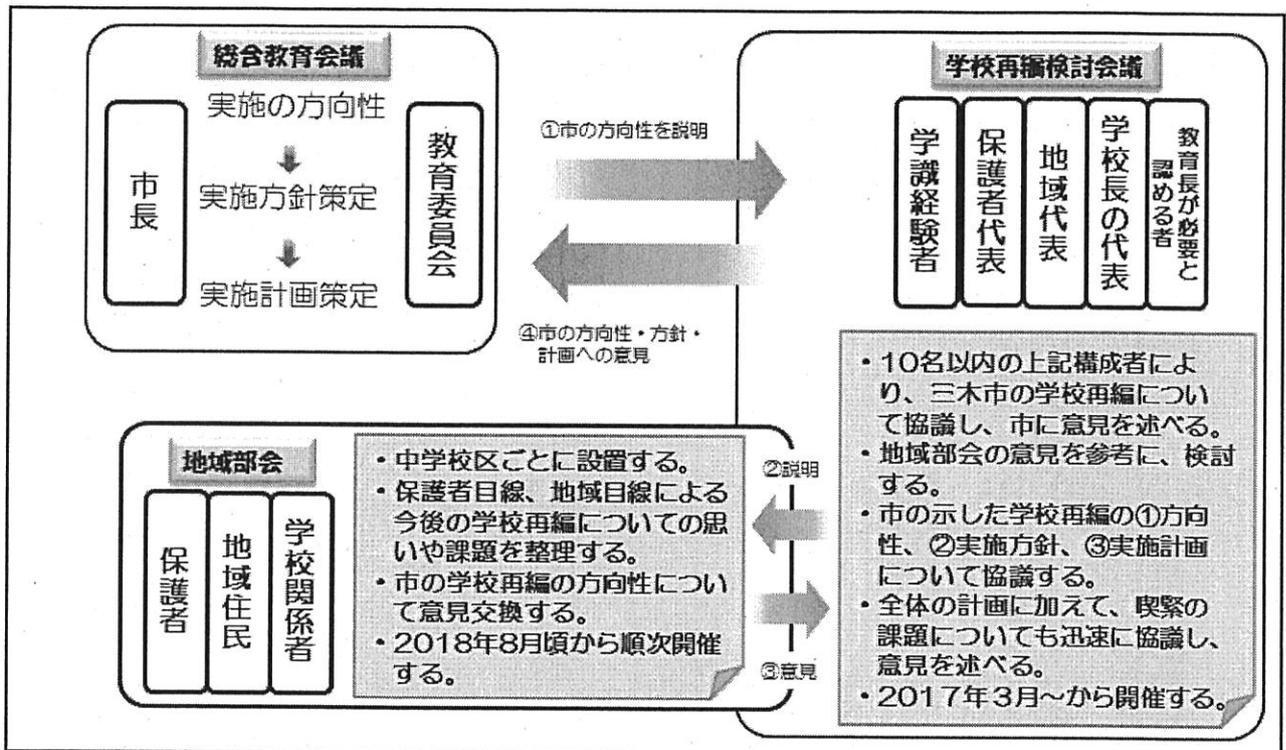
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・校区別人口予想及び学校規模の試案 ・喫緊の課題とする学校区の保護者及び地域の代表者からの意見聴取
方向性・主な意見	<p>【志染地区】</p> <p>○地域の方は、中学校の統合はやむを得ないという方向に進みつつある。</p> <p>○保護者は、中学校の統合に前向きである。具体的な情報を示して欲しい。</p> <p>【細川地区】</p> <p>○中学校の統合は、やむを得ないが小学校は残してほしい。中学校は三木中学校が良い。保護者、地域はまとまっている。</p> <p>○早く具体的な通学手段、心のケアについて示してもらい、再編時期を検討したい。</p> <p>【口吉川地区】</p> <p>○第1校区の小中一貫校を三木のモデル校として示して欲しい。</p> <p>○口吉川小は分校として残したい。</p> <p>○具体的な説明（小中一貫）が無い中でどちらとも決め難い。</p> <p>○ふるさと（農村）文化の中に特色ある学校ができるならそれでも良い。</p> <p>【吉川】</p> <p>○学校は地域の拠点だが、統合はやむを得ない。魅力や特色ある学校づくりを望む。</p> <p>中吉川小</p> <p>○強い賛成反対の意思表示は無いが、統合はやむを得ない。緊迫感は低い。</p> <p>○幼稚園と中学校では4地域が1つになり、小学校は4つに分かれている。</p> <p>東吉川小</p> <p>○保護者対象のアンケートを行った結果、存続を希望する方が多い。アンケート回答者中、約70%が東吉川を除く吉川3校の統合を容認している。アンケート回答者中、約65%が複式学級になるレベルを統合のタイミングと考えている。</p> <p>○実現可能なビジョンが知りたい。</p> <p>上吉川小</p> <p>○完全複式になる可能性がある。統合はやむを得ない。</p> <p>○4校同時でなくてもよい。</p> <p>みなぎ台小</p> <p>○統合はやむを得ない。</p> <p>○通学時、学校周辺の安全面への配慮が必要である。</p>

第8回 (令和 元年 6月25日) : 提言(案)の提出

協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校再編の実施方針に係る提言(案)について ・統合準備及び心のケア及び通学方法について
方向性・ 主な意見	<p>実施方針に係る提言案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの力を信じて、大人は何をすべきかを考えてこの提案を受け止めてほしい。 ○吸収統合ではなく、対等な立場での統合をめざす考えで進めて欲しい。 ○東吉川小だけが後から統合することには不安がある。一緒に統合する方が良いのではないか。 ○吉川のこども園で1つになり、小学校で分かれ、中学校でまた1つになるという流れは疑問だ。 ○(これまでの経緯から)提言案は妥当だ。東吉川が遅れるのはどうかと思うが、地域の意見もあり、仕方がない。志染と緑が丘の両方を知っているが、子どもたちはすぐになじむだろう。 <p>準備及び心のケア体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心のケアで、カウンセリングウィークは良いと思う。他市でも、ハートフルウィークと称して、自由にどの先生にでも話しかけてみるような取り組みがある。 ○中学校の人間関係の構築は、部活動によるところが大きい。他校の生徒とでも、試合などを通して顔を合わせる。 <p>三木市立学校の将来像(全体案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三木には小中連携教育の蓄積があるので、それを更に伸ばしてほしい。 ○小中一貫教育の推進では、流れが良く分かるように説明する必要がある。 ○全体像を進める時も、地域保護者と丁寧に進めて欲しい。 ○非常に難しい案件であった。50年後の三木に何が残せるか。いろんな大人に出会うこと。地域で育つことも大切。それをベースにオール三木で多様な出会いを育てる。時代を生き抜く力を子どもの身に付けることが大切である。

4 学校再編に向けての組織

(1) 検討組織図



(2) 地域部会等の開催状況

平成30年8月から平成31年1月まで、各中学校区において計14回の地域部会を実施し、保護者や地域の方のご意見をお聴きしました。また、地域からの要望書も頂きました。

加えて、説明会、意見交換会をはじめとした様々な場において、教育委員会事務局が聴取したご意見や要望についても報告を受け、学校再編検討会議の協議を進めました。

地域部会・意見交換会・説明会等開催一覧

	地区名等	対象	開催日
1	志染地区	保護者	平成30年7月9日
2	吉川地区	まちづくり協議会	平成30年7月24日
3	全地区	区長協議会連合会	平成30年8月2日
4	三木南地区	区長協議会	平成30年8月6日
5	自由が丘地区	区長協議会	平成30年8月8日
6	青山地区	区長協議会	平成30年8月16日
7	志染地区	まちづくり協議会	平成30年8月22日
8	吉川地区	区長協議会	平成30年8月25日
9	志染中校区	地域部会	平成30年8月30日
10	吉川地区	区長協議会	平成30年8月31日
11	星陽中校区	地域部会	平成30年9月3日
12	口吉川地区	市政懇談	平成30年9月20日

13	吉川地区	市政懇談	平成30年9月22日
14	口吉川地区	保護者・地域住民	平成30年9月23日
15	緑が丘地区	区長協議会	平成30年9月25日
16	細川地区	保護者・地域住民	平成30年9月27日
17	吉川中校区	地域部会	平成30年9月28日
18	星陽中校区	地域部会	平成30年10月1日
19	志染中校区	地域部会	平成30年10月4日
20	三木東中校区	地域部会	平成30年10月10日
21	三木中校区	地域部会	平成30年10月11日
22	別所地区	区長協議会	平成30年10月12日
23	緑が丘中校区	地域部会	平成30年10月17日
24	自由が丘中校区	地域部会	平成30年10月18日
25	吉川中校区	地域部会	平成30年10月22日
26	別所中校区	地域部会	平成30年10月23日
27	全地区	保護者（連合PTA）	平成30年10月24日
28	三木地区	区長協議会	平成30年11月9日
29	志染地区	市政懇談	平成30年11月16日
30	志染地区	保護者	平成30年11月22日
31	細川地区	市政懇談	平成30年11月27日
32	志染地区	保護者・地域住民	平成30年12月1日
33	全地区	保護者（連合PTA）	平成30年12月14日
34	志染中校区	地域部会	平成30年12月19日
35	吉川中校区	地域部会	平成30年12月20日
36	星陽中校区	地域部会	平成31年1月7日
37	全校	教職員	平成31年1月9日
38	志染地区	就学前ご家族	平成31年1月10日
39	吉川地区	保護者・地域住民	平成31年1月25日
40	細川地区	保護者・地域住民	平成31年3月12日
41	細川地区	就学前ご家族	平成31年3月12日
42	志染・星陽中校区	保護者・地域住民 ホープンスクール	平成31年3月 13日、14日
43	口吉川地区	保護者・地域住民	平成31年3月14日
44	口吉川地区	就学前ご家族	平成31年3月14日
45	志染地区	保護者・地域住民	平成31年3月15日
46	吉川地区	就学前ご家族	平成31年3月16日
47	吉川地区	保護者・地域住民	平成31年3月18日
48	志染中校区	保護者・地域住民	令和元年7月23日
49	上吉川小校区	保護者・地域住民	令和元年7月25日
50	口吉川地区	保護者・地域住民	令和元年7月29日
51	細川地区	保護者・地域住民	令和元年7月30日
52	みなぎ台小校区	保護者・地域住民	令和元年7月31日
53	中吉川小校区	保護者・地域住民	令和元年8月2日
54	東吉川小校区	保護者・地域住民	令和元年8月5日

三木市学校再編検討会議設置要綱

(設置)

第1条 三木市がめざす子どもを育成するために、地域や保護者等の意見を踏まえながら学校の教育環境について検討するため、三木市学校再編検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、三木市立小・中学校の学校再編に係る基本方針や実施計画等について検討し、教育委員会に提言する。

(委員)

第3条 検討会議は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員10名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表
- (3) 保護者代表
- (4) 学校長の代表
- (5) その他教育長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

(組織)

第5条 検討会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は検討会議を代表し、検討会議を主宰する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、会長が招集する。

- 2 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(地域部会)

第7条 会長は、当該地域からの意見を聴取するために必要と認めるときは、検討会議に諮り、地域部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 検討会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、教育委員会教育振興部学校教育課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、検討会議に諮り、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年2月13日から施行する。

(協議会の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に招集される検討会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

三木市学校再編検討会議委員名簿

No.	所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
1	兵庫教育大学 学長	加治佐 哲也	会長 学識経験者
2	神戸大学大学院 准教授	山下 晃一	副会長 学識経験者
3	三木市区長協議会連合会 会長	小山内 政子	地域代表
4	三木市区長協議会連合会 理事	神澤 廣美	地域代表
5	三木市連合PTA 元会長	安福 政明	保護者代表
6	三木市連合PTA 元副会長	黒井 俊光	保護者代表
7	三木市立平田小学校 校長	前田 信利	校長会代表
8	三木市立緑が丘中学校 校長	野口 博史	校長会代表